

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農地整備課	整理番号	2-12
処分の種類	関連土地改良事業者からの分担金の徴収			
根拠法令条例等 ・条項	土地改良法第91条第5項			
処分の概要	県営土地改良事業における関連土地改良事業者からの分担金の徴収			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定（基準は条例制定により定められるが、処分の先例が無く、法令等の定め以上に具体化するのが困難なため。）			

基準の制定根拠	—
---------	---